

## 八街市定住促進住宅リフォーム補助対象工事の例

	No.	対象	リフォームの内容	備考
対象	1	○	屋根の修繕、葺き替え	塗装、防水工事も○ 屋根改修に伴う太陽光パネル、太陽熱温水器の取外しや処分は×
	2	○	外壁の張り替えや塗装工事	
	3	○	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え	畳の表替え、裏返しも○
	4	○	浴室、キッチン、洗面所、トイレの改修	
	5	○	クロスの張り替え	
	6	○	床材・内壁材・天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、床暖房（ガスや電気式）工事も○
	7	○	雨どい等の取り替えや修理	
	8	○	部屋の間仕切りの新設や変更工事	
	9	○	建具・開口部の取り替えや新設工事	窓ガラス、網戸、防犯フィルム等のみは×
	10	○	造作収納家具工事	大工工事が伴い建物と一体となっているもの
	11	○	補助対象工事の廃材処理費用	領収書の写しが必要
一部対象	12	△	バリアフリー改修工事	他の補助金等を利用している部分は× 利用していない部分は○
	13	△	耐震改修工事	木造住宅耐震改修工事補助金を利用している部分は× 利用していない部分は○
	14	△	サニールーム、バルコニー・ベランダ（後付け型）の増築	既存のバルコニー、ベランダの改修は○ サニールーム、サニールーム屋根は、増築、既存改修ともに×
	15	△	雨水貯留タンク、雨水浸透ます、地下式浸透貯留槽の設置工事	雨樋と一体として整備する場合は○
	16	△	取付け工事が必要な薪ストーブ	取付け工事費用のみ○ ペレットストーブ×
	17	△	ガスコンロ、IHクッキングヒーター、食器洗浄機、オーブンレンジ、エコキュート、電気温水器、ガス給湯器（屋外型）、風呂釜（屋外型）等の取り替えや設置	基本的に× ただしビルインタイプのガスコンロやIHクッキングヒーターの新設、交換は○ 高効率給湯器（ガス・電気・石油）は屋内外問わず全て×
	18	△	ウォシュレットの取り替えや設置	基本的に× ただし便器と一体で取り替え、新設は○
	19	△	スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	基本的に× ただし他のリフォーム工事（間取り変更等）に伴う工事は○
	20	△	住宅の増築、改築、減築工事	リフォームと増築等を同時に行う場合、リフォーム部分のみ○
対象外	21	×	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置、エアコンのクリーニング	
	22	×	車庫、物置、倉庫等の工事	
	23	×	店舗、工場、事務所等のリフォーム	
	24	×	門扉、ブロック塀、外構フェンス、エントランス舗装等の外構工事	
	25	×	植樹、剪定等の植栽工事	
	26	×	下水道、合併処理浄化槽工事	井戸ポンプの修理も×
	27	×	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	28	×	インターホン、電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線単体工事	屋根の改修・塗装に伴うアンテナの脱着も×
	29	×	防犯装置（防犯カメラ・防犯ライト等）の設置工事	
	30	×	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	31	×	火災報知器の設置	
	32	×	ウッドデッキ、テラス、ぬれ縁の新設、改修	
	33	×	補助対象工事以外の廃材処理費用	

・併用住宅については居宅（居住の用に供する部分）のみを対象とし、それ以外の店舗、事務所などの部分は対象外。

・住宅リフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置は対象外。

・対象となる工事でも、他の助成制度を利用した工事箇所は対象工事から除外されます。